

(第4表) 三重県の地方公共団体等における障害者の在職状況

①法定雇用率2.1%が適用される機関

(平成20年6月1日現在)

区分	職員数 (除外職員を除く)	障害者の数				雇用率
		A 重度障害者	B 重度障害者 以外の障害者	C精神障害者である 短時間労働者	合計(A×2+B+C× 0.5)	
県の機関	5,185 (5,213)	37 (34)	59 (52)	0 (0)	133.0 (120.0)	2.57 (2.30)
市町村等の機関	15,218 (15,808)	63 (63)	174 (167)	0 (0)	300.0 (293.0)	1.97 (1.85)
合計	20,403 (21,021)	100 (97)	233 (219)	0 (0)	433.0 (413.0)	2.12 (1.96)

②法定雇用率2.0%が適用される機関

(平成20年6月1日現在)

区分	職員数 (除外職員を除く)	障害者の数				雇用率
		A 重度障害者	B 重度障害者 以外の障害者	C精神障害者である 短時間労働者	合計(A×2+B+C× 0.5)	
教育委員会	9,708 (9,911)	42 (37)	68 (60)	0 (0)	152.0 (134.0)	1.57 (1.35)

- 注) 1 障害者の数とは、身体障害者と知的障害者の計である。重度障害者（重度身体障害者と重度知的障害者）については、ダブルカウントしている。B欄の「重度障害者以外の障害者」には、重度障害者である短時間労働者の数が含まれている。
- 2 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会である。
- 3 法定雇用率2.1%が適用される機関とは、上記 ② 以外の機関である。
- 4 ()内は、平成19年6月1日現在の数値である。